## 北海道支部選挙管理委員会内規

- 第1条 本規定は、一般社団法人日本音楽療法学会 北海道支部(以下支部)の役員選挙規定に基づ き支部役員選挙の際の選挙管理委員会のあり方について規定する。
- 第2条 選挙管理委員会(以下委員会)は、評議員会が正会員の中から委嘱する委員長1名、委員 2名により構成される。選挙管理委員会は正会員より開票立会人若干名を選出する。
- 第3条 委員会は、北海道支部役員選挙規定に基づき選挙を実施する。
- 第4条 当選人の決定は、以下の規則にしたがうものとする。
  - 1. 評議員は、有効投票の最多数の得票者から順に上位 10 名を当選人とする。
  - 2. 評議員の当落の境界に同数の得票者があり、定数をこえる時は、委員会が抽選で選ぶ。
  - 3. 当選人の決定に関して疑惑が生じた場合は、その都度委員会において決定する。
- 第5条 開票後、委員会は当選人に当選の旨をすみやかに通知する。また選挙管理委員長は評議員会に対して以下の報告書を提出する。
  - 1. 投票締切日、開票日時と場所
  - 2. 有権者総数、有効投票人数、無効投票人数、有効記名数
  - 3. 当選人の氏名、得票数の一覧表 委員会の任務は、当選人への通知と評議員会への報告書提出をもって終わりと する。

2003 年 5 月 31 日 支部総会承認 2023 年 6 月 5 日一部改正 支部総会承認